

## 第 3 次

# 高知県社会貢献活動支援推進計画

## 骨子案



# 目 次

第1章	計画の構想	
第1節	計画の趣旨・策定の目的	1
第2節	これまでの経緯	1
1	国の動向	
2	県の動向	
第3節	計画の位置づけ	3
第4節	計画の対象	3
第5節	計画期間	3
第6節	計画の構成	3
第2章	計画の目標	
第1節	テーマ	3
第2節	計画の目標	3
第3節	各主体ごとの役割	4
1	県の取り組み	
2	高知県ボランティア・NPOセンターの取り組み	
3	市町村の取り組み	
4	事業者の取り組み	
5	県民の取り組み	
6	社会貢献活動団体の取り組み	
第3章	社会貢献活動団体の概況及び課題	
第1節	社会貢献活動団体における概況	4
第2節	各主体における現状と課題	5
第3節	課題への対応	6
第4章	社会貢献活動に対する支援策	
第1節	基本方針と実施項目	6
第2節	実施項目ごとの行動計画	6
1	社会貢献活動団体の育成、活動の拡大	
2	社会貢献活動団体に対する県民の理解と参加の促進	
3	市町村、事業者、大学等との連携	
4	社会貢献活動団体と各主体との協働の推進	
5	社会貢献活動団体による地域づくりへの参画	
6	災害時における社会貢献活動団体の機能発揮	
第5章	進行管理	
第1節	社会貢献活動支援推進会議の設置	8
第2節	進行管理	8
《資料編》		
1	高知県ボランティア・NPOセンターの概要	
2	公益信託「こうちNPO地域社会づくりファンド」の概要	
3	特定非営利活動法人に対する支援税制の概要	
4	社会貢献活動団体をはじめとする各主体を対象としたアンケート	
5	県内の社会貢献活動団体の活動事例	
6	高知県社会貢献活動推進支援条例	
7	用語の解説	

計 画 骨 子 (案)	計画への記載項目・内容(素案)	
<b>計画の名称</b>	<b>高知県社会貢献活動支援推進計画</b>	条例中に明記されているので 名称変更できない
<b>第1章 計画の構想</b>		
<b>第1節 計画の趣旨・策定の目的</b>		
	<p>県では、平成11年3月に制定した「高知県社会貢献活動推進支援条例」にもとづき、「信頼」や「助け合い」、「つながり」といった「地域のきずな」が築かれることを促し、地域で暮らす人や組織の間に、皆が協働して地域づくりを担うという機運を醸成し、「地域力の向上」につながるよう、推進してきました。</p> <p>この間、特定非営利活動法人をはじめとする社会貢献活動団体の数は大幅に増加し、さまざまな自発的な活動が県内で活発に展開されるようになり、その分野も保健、医療又は福祉の増進、まちづくりの推進、社会教育の推進、子どもの健全育成など多方面に広がってきました。</p> <p>しかし、少子高齢化や雇用の場の減少等による若者の県外流出、中山間地域や地域社会を担っているコミュニティの衰退など地域社会を取り巻く様々な課題が山積し、住民ニーズも多様化し、行政だけでは課題解決が困難な状況になっています。このような中で、住民、地縁組織、社会貢献活動団体、企業などが地域づくりに主体的に参画することがこれからの地域社会の発展に必要となっています。</p> <p>すなわち、地域の個々の課題解決から一歩進んで、地域を担うさまざまな人や組織が、皆で協働して地域づくりを行うという「新しい公共」の領域の充実もこれからの地域社会の発展には欠かせないものとなっています。このため、今後はこの部分に視点を置いた自発的な地域づくりの担い手の輪を広げることが重要です。</p> <p>この計画は、今後、<b>県民自ら課題解決に立ちあがって行動したり、行動する社会貢献活動団体を支援し、豊かで安心して暮らすことのできる地域社会の実現</b>という目的を達成するために、これまでの社会貢献活動に対する支援を踏まえ、次のステップとしての支援を行うために策定しました。</p> <div data-bbox="582 891 1364 1310" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>別紙: 今後目指すべき取組みのイメージ(仮)</p> </div>	
<b>第2節</b>	<b>これまでの経緯</b>	
<b>1 国の動向</b>	<p>◆注目されたNPOの存在◆</p> <p>平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災直後の被災地において、公平の原則に縛られて動きがとりにくかった行政に代わって被災者支援に大活躍したのがボランティアやNPOでした。</p> <p>それまでの市民生活サービスは、主に行政や企業によって支えられていましたが、営利を目的とせず柔軟な活動が展開できるNPOの存在が、豊かな社会を形成するうえで不可欠であるとの認識が、この阪神・淡路大震災における活動をきっかけに高まってきたのです。</p> <p>◆特定非営利活動促進法の成立◆</p> <p>一方、このようなNPOの多くは、法人格を持たない任意団体として活動を行っていましたが、契約や登記を行う際には法人格が必要とされるなど、団体に法人格がないことが、活発な活動を行ううえでの制約になる場合もあり、国において、NPOなどの市民活動団体が容易に法人格を取得できるようにするための法制度についての検討が重ねられ、「特定非営利活動促進法」が平成10年3月に成立、同年12月に施行されました。</p> <p>◆NPO活動の広がり◆</p> <p>この法律は、法に定める要件を満たしていれば、行政側は法人格を与えるための「認証」をしなくてもいいというように、「行政の裁量」の部分をしてできるだけ排除し、法人格を取得しやすくしたという特徴があります。法施行後14年を経た現在、全国には4万7千を超える(平成25年3月現在)特定非営利活動法人(NPO法人)が、さまざまな「思い」を持って活動しています。</p> <p>平成22年には、内閣府において「新しい公共支援事業」が実施され、交付金を活用したNPO活動を支援するための社会基盤の整備に向けた取り組みが、全国的に進みました。</p>	

2県の動向

①条例の制定及び計画の策定

県では、「特定非営利活動促進法」の施行にあわせ、平成11年3月に高知県社会貢献活動推進支援条例を制定しました。

この条例では、県民生活の質の向上を図り、豊かで安心して暮らすことができる元気な地域社会づくりに寄与することを目的に、社会貢献活動に対する支援策を総合的かつ計画的に推進していくための基本となる事項を定めています。

また、この条例に基づく「社会貢献活動に対する支援策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画」として、平成11年度から平成20年度を計画期間とする「高知県社会貢献活動支援推進計画」を策定しました。

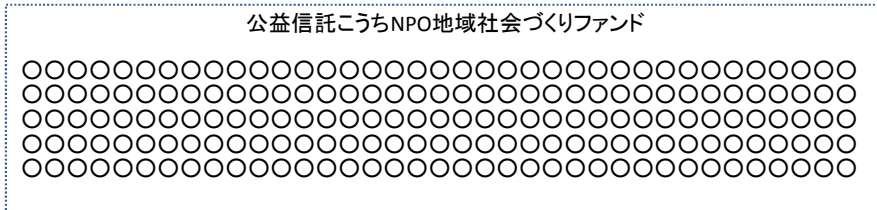
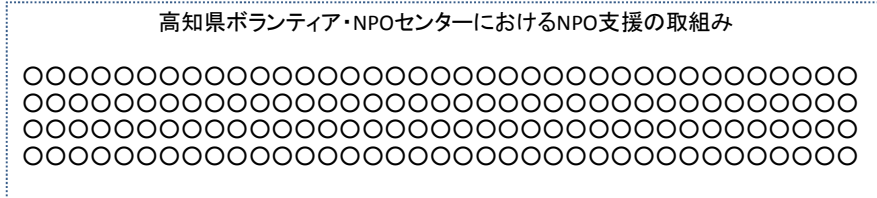
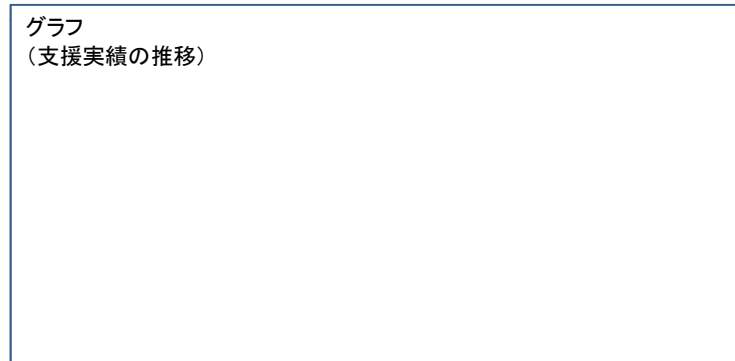
さらに、平成20年度には、後続計画として「第2次高知県社会貢献活動支援推進計（平成21年度～25年度）」を策定し、社会貢献活動に対する支援策を実施しています。

平成10年度	・「高知県特定非営利活動推進法施行条例」施行
平成〇〇年度	〇〇〇計画策定
.....	
.....	
平成22年度	・新しい公共支援基金造成

②「第2次高知県社会貢献活動支援推進計画（平成21年度～平成25年度）」の取組み

◆ 14年間の支援実績の推移 ◆

	H11	H12	...	H23	H24
基盤の強化					
人材育成					
...					
...					





第3節 各主体ごとの役割

県	社会貢献活動団体の育成、活動の拡大 社会貢献活動団体に対する県民の理解の促進 各主体（市町村、事業者、教育機関、中間支援組織）との連携 社会貢献活動団体と各主体との協働の促進	第4章に掲げる指針 （詳細は支援策）
高知県ボランティア・NPOセンター	NPOの普及啓発 NPOの活動基盤の強化 NPOのネットワーキング支援 NPOと行政・企業との連携推進	
市町村	市町村は、県民に最も身近な存在であり、重要な役割を担う団体 NPOが地域問題解決に取り組むときの関わりは大きい 住民との対話の機会の設定 → 地域における社会貢献活動の推進 社会貢献活動団体との連携の促進（関係づくり） → 市町村との協働の推進	
事業者	企業の社会的責任の一環として、より豊かな地域をつくるために、地域社会の一員として社会貢献活動に参加 社会貢献活動に対する理解 事業活動のパートナーとして、NPOを捉える NPOへの支援や社会貢献活動を一緒に行うパートナーとして、NPOとの連携や協働を行う。	
県民	社会貢献活動に対する理解と自主的・積極的な参加	
社会貢献活動団体	行政とともに社会サービスの提供主体としての役割を担うことの大切さを認識する。 新しい社会サービスを生み出す力 積極的な情報公開、活動アピール 活動に係る資金を自らの力で調達する。 他主体との連携の推進 社会貢献活動団体同士の連携の推進	

第3章 社会貢献活動団体の概況及び課題

第1節 社会貢献活動団体における概況

グラフ  
 (NPO法人数の推移)

グラフ  
 (ピッピネット登録団体数)

グラフ  
(法人の主な活動分野)

グラフ  
(法人の財政規模)

地図  
(県内の社会貢献活動の事例)

第2節 各主体における現状と課題

県

事業において、関係するNPOと、連携している。  
NPOに対する委託事業や、補助事業が増えている。  
職員の協働に対する理解が進む。  
NPOを協働の相手方として捉えつつある。  
3町へ、権限移譲を行った。  
→(課題) 協働の必要性を感じながらも、協働できる業務が見えてない。  
NPOについて、更に理解が必要。  
市町村への権限移譲を更に進める必要がある。

高知県ボランティア・NPOセンター

NPO活動活性化のため、各種のNPO支援策等を実施している。  
その結果、NPO活動の活性化や、認定NPO法人の誕生、企業とNPOとの連携が進むなどの成果があった。  
ファンドレイジングの取組みが普及しつつある。  
→(課題) NPOの活動基盤は脆弱。引き続き経営及び実務など総合的な支援が必要。  
NPOと市町村との協働を推進するための関わりが必要。  
NPO同士のネットワーク化や連携が必要。  
NPOの活動内容把握、適切につなぎ、個別の支援体制。  
スタッフの専門性の向上と体制強化が必要。  
東部・西部地域での事業実施が必要。  
県民へのボランティア活動・NPO活動の普及や寄付意識醸成のための啓発が必要。



		<p>市町村（社会貢献活動への関わり）</p> <p>新しい公共支援基金事業を活用したモデル事業を実施した。その結果、行政とNPOとの協働による成果や課題が見えてきた。3町で、権限移譲が実施され、地元のNPOとの関わりが増えた。</p> <p>→（課題） NPOとの相互理解がまだまだ十分ではない。権限移譲を通して、地元のNPOと連携を進める必要がある。市町村内における、協働の体制、人材が十分ではない。モデル事業の継続や、他の地域への広がり。NPOとのWIN-WINの関係づくり。</p> <p>事業者</p> <p>社会貢献に取り組む企業の増加 社会貢献のマインドの醸成が進む。</p> <p>→（課題） NPOの情報を持っていない。 NPOとの連携や、マッチングの機会が少ない。</p> <p>県民</p> <p>地域における課題を認識し、何とかしようという思いのある人はいる。 「地域での活動について」…積極的に参加したい13.8%、条件に合えば参加したい74.8% (平成24年度県民世論調査より)</p> <p>県民の社会貢献活動への参加を促すためには、地域のことを議論する機会の提供が必要。何らかのインセンティブ（助成金等）も必要。</p> <p>→（課題） 行政との意思疎通が十分ではない。関心のない人々をどう巻き込むか。NPOに対する理解が進んでいない。NPO、地縁組織、行政の連携が出来ていない。</p> <p>社会貢献活動団体</p> <p>財政基盤の脆弱な団体が存在する。 組織（中心人物）の高齢化、新しい担い手が不足している。 他の団体や、行政との連携が十分ではない。</p> <p>→（課題） 財政面、人材面での組織運営の安定が必要。高齢化した組織への支援、新しい担い手の人材育成が必要。NPO自身が県民に対して積極的に活動の理解を求めていく必要がある。 (情報発信)</p> <p>地域のコミュニティーや行政との関係づくりが必要。</p> <p>第3節 課題への対応</p> <p>これまで14年間の取り組みの結果、社会貢献活動団体の数が大幅に増え、NPOと行政との協働が進むなど、県内への社会貢献活動の広がりという面で一定の成果が得られたが、一方では、財政面をはじめとする活動基盤の不安定さや活動に携わる人材不足といった社会貢献活動団体が抱える課題も依然として存在するなど、引き続き社会貢献活動の拡大や質の向上に向けた支援策が必要となっています。</p> <p>さらに、今回実施した市町村、事業者、社会貢献活動団体を対象としたアンケート調査の結果、それぞれが十分に連携できていないなどといった課題も指摘されていることから、今後、社会貢献活動のより一層の広がりを推進し、それぞれの地域の課題に対応するための「地域力」を高めるには、団体同士のつながりや、新しい地域コミュニティーの創設、市町村や事業者（企業）、地域の地縁組織など他主体との連携を推進するための支援策についても必要となっています。</p>
<p><b>第4章 社会貢献活動に対する支援策</b></p>		
<p>第1節</p>	<p><b>基本方針と実施項目</b></p>	<p>●体系図</p> <p>「県が主体となって実施する部分」、「NPOセンターが実施する部分」、「各主体と連携する部分」を明確にする。</p> <p>「目標」－「指針」－「支援策」(行動計画)</p>
<p>第2節</p>	<p><b>実施項目ごとの行動計画</b></p> <p><b>基本方針Ⅰ</b></p>	<p><b>社会貢献活動団体の育成、活動の拡大</b></p> <p>1.活動基盤の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高知県ボランティア・NPOセンターの機能、体制の充実</li> <li>・活動団体の活動内容等についての情報提供</li> <li>・個々の活動団体の活動を支援する広域的な団体の育成</li> <li>・活動場所として活用できる公共施設のデータ整備と情報提供</li> <li>・NPO法人に対する県税の優遇措置の実施</li> <li>・NPO法人会計基準の普及</li> <li>・認定NPO法人への移行促進</li> <li>・中間支援組織の機能及びネットワークの強化（東部、西部）</li> </ul>



## 2.財政基盤の整備

- ・社会貢献活動団体に対する補助、助成等の機会の確保
- ・国、県、民間等の助成金の情報提供
- ・融資制度、民間寄付金制度の研究

拡

## 3.人材育成

- ・学校教育、社会教育での取組み
- ・NPO運営関係の各種講座の実施
- ・地域活動の担い手となる人材の発掘、育成

青年団や消防団など地域の核となる人材に、社会貢献活動に参加してもらい、理解してもらおう。

退職後の団塊世代（アクティブシニア）に社会貢献活動に参加してもらい、活躍の場を提供する。

## 4.団体相互の交流連携

- ・高知県ボランティア・NPOセンターの情報システム「ピピネット」等による情報交換
- ・社会貢献活動団体同士の交流の場づくり

### 基本方針Ⅱ

#### 社会貢献活動に対する県民の理解と参加の促進

##### 1.県民への普及啓発（情報の提供）

- ・県民向けの効果的・戦略的な情報発信
- ・セミナー、シンポジウム、体験学習等の実施

##### 2.学習機会の提供

- ・大学等のNPO関係講座の活用

新

##### 3.寄附の促進

- ・寄附に対する意識改革

NPO活動に対する理解を促進し、共感を得て寄附へとつながる取組みを行う。

「フェンドレイジング・ジャパン in こうち」の開催や、各学校への出前講座「寄附の教室」を通して、寄附に対する考え方をNPO自ら学ぶとともに、広く啓発する。

また、寄附付き商品の開発や販売により、新しい形の寄附を普及させる。



寄附文化の醸成

### 基本方針Ⅲ

#### 市町村、事業者、大学等との連携

##### 1.市町村との連携

- ・市町村と社会貢献活動団体との協働推進のための支援（他地域での事例紹介、情報交換の場の設定など）
- ・地域支援企画員を中心とした連携

##### 2.企業（事業者）との連携

- ・事業者（企業）と社会貢献活動団体との交流の場づくり
- ・事業者（企業）の社会貢献活動推進のための仕組みづくりの検討

##### 3.大学等教育機関との連携

- ・大学との連携
- ・社会貢献活動の質的評価についての研究

##### 4.中間支援組織との連携

- ・県民への普及啓発、情報提供等における連携

### 基本方針Ⅳ

#### 社会貢献活動団体と各主体との協働の推進

##### 1.職員の協働に対する理解の促進

- ・県職員のための研修等の実施
- ・市町村職員のための研修等の実施

##### 2.相互理解の促進

- ・社会貢献活動団体と各主体とのパートナーシップづくり
- ・社会貢献活動団体と各主体との協働事例の創出
- ・政策等検討段階での参画機会の創出

		<p>3.協働に関する情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域力向上につながる先進事例の情報提供</li> </ul>
	<p><b>基本方針V</b></p> <p><b>新</b> 社会貢献活動団体による地域づくりへの参画</p>	<p>1.地域コミュニティとの連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「テーマ型NPO」と「地縁型NPO」との連携による地域課題の解決 社会貢献活動団体が地域に入り、地元の地縁組織と連携した取組みを進める。</li> <li>・様々な主体が連携して関わる新たな地域コミュニティの仕組みづくり 社会貢献活動団体・地縁組織・行政との話し合いの場を設け、お互いが理解を深め、新たな地域コミュニティを作る。</li> </ul> <p>2.コミュニティビジネスの創出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域資源を活かしたコミュニティビジネスによる地域課題の解決 地域の特性を活かして地域内で経済が回る仕組みをつくる。</li> <li>・コミュニティビジネス手法による社会貢献活動の推進 NPOが地域課題解決を「ビジネス」の手法を用いて実施することにより、地域における就業機会・雇用の創出をはかる。</li> </ul>
	<p><b>基本方針VI</b></p> <p><b>新</b> 災害時における社会貢献活動団体の機能発揮</p>	<p>1.災害時に機能を発揮できる団体の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害ボランティアとの連携による体制強化 NPOの専門性（高齢者の介護支援、カウンセリング、街づくり計画等）を活かした取組みに加えて、災害ボランティアセンターと連携し、地域外のボランティアの力をうまく引き出し、被災地の復興を支援する等、災害時における地域力を高める取組みを行う。</li> </ul> <p>2.ネットワークの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政・NPO・企業など関係機関によるネットワークづくり 災害時において、ボランティア活動がスムーズに行われるように、平常時から地域の防災組織等との交流を図り、お互いの役割を確認する。</li> <li>・災害時における活動拠点の確保 災害救援ボランティア活動の拠点となる施設の指定や活動に必要な機材の提供などの支援体制の促進。</li> </ul>
<b>第5章 進行管理</b>		
第1節	社会貢献活動支援推進会議の設置	<p>社会貢献活動に対する支援については、NPO関係者、事業者（企業）、県民、学識経験者、行政（市町村）で構成する社会貢献活動支援推進会議により、支援策の調査、検討等を行い、必要かつ適切に支援策を推進します。</p>
第2節	進行管理	<p>本計画の推進に当たっては、支援策の実施状況を把握して計画の進行管理を毎年行い、その進捗状況を公表します。</p>